

特別養護老人ホーム ひまわりの郷 入退所指針

1、目的

この指針は、特別養護老人ホーム ひまわりの郷への入所、及び退所について、厚生労働省、神奈川県、大和市による省令、条例等に準じて、施設が定めた手続き及び基準を明示することにより、入退所における透明性及び公平性を確保するとともに、介護保険制度の趣旨に即した施設サービスの円滑な実施に資することを目的とします。

2、入所申込及び入退所決定の手続き

(1) 特別養護老人ホームひまわりの郷の入所対象者

神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針（以下、県指針）に準じます。（神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針については別紙をご参照下さい。）

(2) 入所申込の方法

「第1号様式【大和市内施設専用】特別養護老人ホーム入所申込書」を入所申込書と定め、原則としてこれ以外の書式、申込の方法は設けません。

(3) 入所申込の受付

①受付、説明

県指針に順じ、原則として入所希望者及び家族等と面談を行い、必要に応じて健康診断書の提出を求めるなど心身の状態や病歴等の把握に努めるとともに、特例入所の要件の判定に係る考慮事項や入所優先順位の評価基準に係る勘案事項に関する個別事情を確認します。

また入所希望者の申込の利便性に鑑み、入所希望者への入所申込に関する各種説明や申込後の経緯等の説明を、書面をもって代替しその後の郵送等による申込書の受付や、各在宅介護支援事業者による説明の代行後の申し込みについても、必要記載要件を満たしていれば受け付けます。

②受付簿の作成、管理

県指針に準じ、入所申込書を受付けた場合は、受付簿にその内容を記載して、5年間はこれを管理します。

また、入所や辞退の事由が生じた場合は、その内容を記録することにより、入所申込書の取扱の経緯を明らかにするとともに、特例入所の対象者及び要介護3以上の者であって、受付後2年をこえるもの又は要介護認定の有効期間を経過した者（入所優先順位が低く、当分の間、入所に至らないと考えられる者を除く。）については、入所の必要性を再確認し、常に、入所待機者の状況を確認します。

(4) 入所判定対象者名簿の作成

①入所判定対象者名簿

県指針に準じ、入所判定対象者の名簿を作成します。入所判定対象となるものは要介護3から要介護5までの要介護者と、特例入所の要件に該当すると判定した要介護1又は要介護2の要介護者です。

②特例入所の要件の判定

県指針に準じ、生活相談員が判定し、入退所判定委員会にて決定します。

③保険者市町村への報告、及び意見の求め

県指針に準じ、各保険者へ報告し、必要に応じて意見を求めることとします。

④入所判定対象者名簿の管理

県指針に準じ、入所判定対象者名簿を管理します。名簿の管理は担当生活相談員が行います。

(5) 入退所決定の手続き

ひまわりの郷では、入退所の決定に係る事務を処理するため、入退所判定委員会（以下「委員会」）を設置します。

委員会の設置・運営は「入退所判定委員会設置要綱」にて定めます。

(6) その他

①守秘義務

ひまわりの郷の職員及び委員会の委員は、業務上知り得た入所希望者やその家族等に関する個人情報をも漏洩しません。また、施設職員は退任後及び退職後も同様とします。

②説明窓口

ひまわりの郷は入所希望者や家族から入退所の決定等に関する説明を求められた場合に適切に対応できるよう、生活相談員を説明窓口とします。

③記録の作成及び保管

県指針に準じ介護の記録、判定の経緯、内容について2年間保存するとともに市町村又は県から求めがあった場合には、これを提出するものとします。また、特例入所の要件の判定に係る記録及び市町村の意見についても同様とします。

3、入所を決定する基準

(1) 入所優先順位の評価基準

県指針に準じますが、特に認知症状の著しい入所希望者に関してはサービスの継続性にも着目し、ひまわりの郷が提供している居宅介護支援事業、通所介護、短期入所生活介護等のサービス全体を通じて、「なじみの環境」を提供できることを評価します。

(2) 特別な事由による優先入所

県指針に準じます。

(3) 施設の状況による入所決定の調整

県指針に準じます。

(4) 入所辞退の取扱い

県指針に準じます。

4、退所を検討する基準

ひまわりの郷は、次に掲げる入所者の心身の状況や退所後に置かれる環境等を十分に検討したうえで退所を決定し、また、必要な援助を行います。

(1) 退所基準

「介護サービス契約書」及び「重要事項説明書」に記載された事項に準じて退所の基準とします。その内容は主に次の通りとなります。

- ①要介護認定において、自立若しくは要支援1又は要支援2と認定された場合
- ②要介護認定において、要介護1又は要介護2と認定され、かつ特例入所の要件に該当しない場合
- ③要介護1又は要介護2であって特例入所の要件に該当しなくなった場合
- ④本人、及び家族が退所を希望する場合
- ⑤3か月を越える入院加療が必要となった場合
- ⑥医学的管理の必要性が増大し、施設での介護や集団生活が困難と認められる場合

(2) 入所者の特例入所の要件の判定

県指針に準じます。

- (3) 退所に関する留意事項
県指針に準じます。

5、その他

- (1) 特別養護老人ホーム ひまわりの郷 入退所指針の見直し
本指針は2年ごとに見直すこととします。
また、厚生労働省、神奈川県、大和市の省令、条例等により特別養護老人ホームの入退所に関する各規定に変更があった場合はそれに準じて適宜見直すこととします。
- (2) 本指針の適用時期
本指針は平成27年4月1日より適用します。
ただし、入退所の規定について、平成27年3月31日以前に入所者については従前の例とします。

平成18年12月5日制定

平成25年5月5日改定

平成27年3月31日改定